

NORMA

社協情報 ノーマ No. 386

2025

4・5
APRIL・MAY

特集①

- 社会福祉協議会基本要項2025の策定 〈p.2〉

特集②

- 地域の関係者とともに進める孤独・孤立対策 〈p.6〉

わが国における孤独・孤立の実態と社協の役割

事例1 生活支援サービスを通した生きがいづくり

山口県・萩市老人クラブ×萩市社会福祉協議会

事例2 自分らしく過ごせる場をつくる

東京都・東久留米市民生委員児童委員協議会×東久留米社会福祉協議会

事例3 「みんなの食堂ゆるっと」を通してつながる地域の輪

福島県・南相馬市社会福祉法人連絡会×南相馬市社会福祉協議会

特集③

- 地域支え合いセンターの役割と機能を考える

～被災者に寄り添う支援と地域づくりに向けて 〈p.10〉

報告1 熊本県・球磨村社会福祉協議会 福祉活動専門員 槻木 正剛氏

報告2 秋田県・秋田市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支え合いセンター リーダー 戸島 健人氏

報告3 石川県・金沢市社会福祉協議会 地域福祉課課長 北脇 宜和氏

●社協活動最前線 〈p.12〉

地区ごとのサロンを拠点に展開する介護予防の取り組み 福島県・三春町社会福祉協議会

●気づいて変わる ～社協の職場づくり【新連載・第1回】 〈p.14〉

第1回 多様性の時代にどうチームを作るか 福島県立医科大学 特任准教授 八木 亜紀子氏

●仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう 〈p.15〉

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けて～

●紹介します、地域の居場所【新連載・第1回】 〈p.16〉

地域共生型居場所「またあしたcafe」の取り組み

静岡県・函南町社会福祉協議会



特集 1

社会福祉協議会基本要項2025の策定



1992（平成4）年に「新・社会福祉協議会基本要項」（以下、新基本要項）が策定されたあと、わが国の社会・経済は大きく変化するとともに、社会保障、社会福祉の諸制度改革が行われた。

市区町村社協は、この30年もの間に職員数や予算規模が急拡大した。特に2000年以降の地域福祉の政策化・施策化の進展により、社協が果たす役割はより一層広がっている。

さらに、2020（令和2）年3月からの約2年半にわたるコロナ特例貸付を通じて、社協はセーフティネット機能を発揮すると同時に、これまで潜在化していた地域生活課題に直面するなかで、地域の関係者との協働による新たな活動・事業を生み出してきた。

こうした状況を踏まえ、市町村社協法制化40周年を契機とし、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据えながら、これからめざすべき社協の姿を検討し、「社会福祉協議会基本要項2025」（以下、基本要項2025）として改定した。

今号では、そのポイントおよび改定の過程で出された論点について概説したい。

社会福祉協議会基本要項2025の概要

●検討経過

全社協地域福祉推進委員会（以下、推進委員会）は、そのもとに「基本要項検討委員会」を設置し、2023（令和5）年8月から2025（令和7）年2月まで12回の検討を行った。これ以外にも推進委員会常任委員会および全社協政策委員会幹事会等で報告・協議が行われた。

検討過程では、これからめざす方向性を全国の社協（役職員）が共有し、新たな基本要項をともに創り上げていくため、全国の社協に対する第一次案への意見照会および全国3か所での対面による意見交換を行ったほか、第二次案についても同様の意見照会を行い、オンラインによる意見交換の機会を設けた。この間、各社会福祉施設等業種別協議会や研究者等を対象としたヒアリング・意見照会を行うとともに、各種会議や広報媒体を通じて検討状況を積極的に発信した。

こうして基本要項2025は、本年3月6日の推進委員会令和7年度第2回委員総会で承認され、続く11日の全社協理事会、25日の同評議員会に報告され、成案となった。

●基本要項2025策定の背景

1992（平成4）年に新基本要項が策定されて以降、わが国の社会・経済は大きく変化するとともに、社会保障、社会福祉の諸制度改革が進展した。また、ニーズの変化・多様化、地域生活課題の複雑化・複合化に応じ社協活動・事業が広がり、この間に職員数や予算規模が急拡大した。

2000年以降、地域福祉の政策化・施策化の進展により、社協以外のNPOや企業などが参入するとともに、福祉以外の他分野との連携・協働の必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、基本要項2025は、社協の使命や理念、活動原則、機能等を再確認し、継続することや時代の変化に応じて発展させていくこと、新たに追加することなどを盛り込んだ。

あわせて、社協がもつ特徴や強みを、それぞれの社協の役職員が十分に認識し、各地域の実情に応じてそれらを發揮していくための指針として基本要項2025を策定することにした。

●基本要項2025の位置づけと各種指針との関係

基本要項2025は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針である。市区町村社協経営指針などさまざまな指針、方針の最上位に位置づくものであり、今後、各種指針等を基本要項2025を踏まえ見直していくこととしている。

●基本要項2025のポイント①

前文に、これから社協に求められる4つの役割を示した

1962（昭和37）年策定の「社会福祉協議会基本要項」（以下、旧基本要項）や新基本要項で最も読まれたのが前文である。基本要項2025では、その前文に、これから社協に求められる役割として、①その人らしい暮らしを地域で支える、②住民主体の地域づくり、③協議体としての機能を地域福祉に活かす、④地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ、の4つを記載した。

後の本編では言い尽くせなかった考え方など、本編同様に重要なものが含まれているのでぜひ熟読玩味いただきたい。

●基本要項2025のポイント②

社協の使命として「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げた

基本要項2025では、社協の使命として、全社協福祉ビジョンに掲げた使命と同じ「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を掲げた。「ともに生きる豊かな地域社会」とは、「住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会」である。

社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

●基本要項2025のポイント③

住民主体の理念を明記

住民主体の理念の項を新設し、社協のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開することを明記した。なお、ここでの「住民」とは、「生活の主体」として、自らの権利行使し、生き方・暮らし方を自らの意思で選びながら幸福を追求する「権利の主体」である。また、地域づくりの主体であり行政施策・事業の決定や運営に参加する「自治の主体」であると位置づけた。

住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
 - ②住民のニーズに基づくこと
 - ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること
- である。

●基本要項2025のポイント④

「2.社会福祉協議会の組織」を「(1) 社会福祉協議会の構成」、「(2) 社会福祉協議会の組織特性」に分けて記載

社協は、住民（組織）、公私の社会福祉関係者、さらに幅広い分野や主体の諸団体が参画することで成り立っていることを記載した。

また、社協は、協議体・運動体・事業体の多面性をもち、公共性と公益性を有する民間非営利組織であること、全国ネットワーク組織であること等を「社協の組織特性」として記載した。

社会福祉協議会の組織

(1) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

●基本要項2025のポイント⑤

活動原則を6つに整理

新基本要項では社協の活動原則を5つに整理していたが、新基本要項以降の社協の活動・事業の展開を踏まえ、基本要項2025では新たな内容を加え6つの原則に見直した。

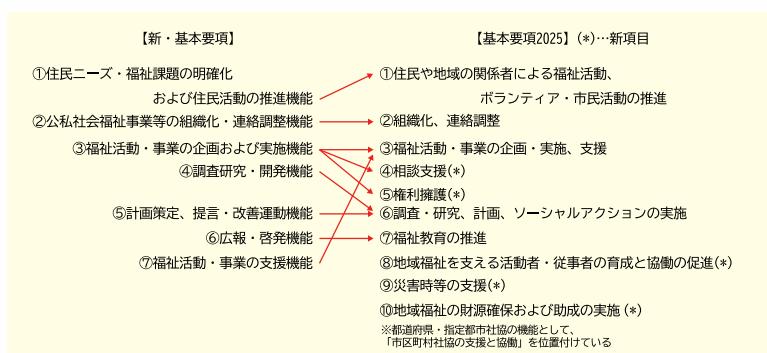
具体的には、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を新設したほか、「公私協働の原則」を「連携・協働の原則」に改め、福祉関係に限らない、多分野・多セクターの地域の関係者との連携の重要性について明記した。

【新基本要項】	【基本要項2025】
① 住民ニーズ基本の原則	① 住民ニーズ基本の原則
② 住民活動主体の原則	② 住民活動基盤の原則
	③ 個別支援と地域づくりの 一体的展開の原則
③ 民間性の原則	④ 民間性の原則
④ 公私協働の原則	⑤ 連携・協働の原則
⑤ 専門性の原則	⑥ 専門性の原則

●基本要項2025のポイント⑥

社協の機能を10項目に整理

社協の活動・事業の広がりを踏まえ、相談支援、権利擁護、災害時等の支援を新たに社協の機能として位置付けた。新基本要項で「社協の事業」として位置付けられていた「人材育成」や「財源確保および助成の実施」については、社協の機能として整理した（図）。



図

基本要項2025の論点

●全国から寄せていただいた多くの意見

基本要項2025の作成過程では、社協のあり方に関わる基本的な意見から、細かな文言の修正まで、多くの意見をいただいた。これら意見は委員会において時間をかけて議論し、何度も文案を修正したうえで、それについて改めて意見をいただくことを繰り返し、最終的に取りまとめている。

委員会では、できるだけいただいた意見を反映するよう議論を尽くすことに努めたが、意見が一致しなかったものも少なくない。全国の社協の役職員がおおむね了解できる新たな基本要項をお示しすることをめざしてきたが、あまり大部にならないようにする必要もあり、必ずしも意を尽くせていないというご意見もある。この点については引き続き議論してまいりたい。

以下、委員会の議論で論点となった事項を取り上げ、考え方を示したい。

●「なぜ、いま基本要項を改正する必要があるのか」という意見

この30年の間に社協の状況が大きく変わったことが第1の理由である。新基本要項を策定した1992(平成4)年と現在の市区町村社協を比較すると、概略は以下の通りである。

社協数	3,366(1992年)→1,817(2024年)
社協職員数	29,166人(1992年)→130,731人(2022年)
収入(1社協平均)	5,638万円(1991年)→29,694万円(2021年)

こうした変化をもたらしたのが制度・施策の変化であり、それが第2の理由となる。新基本要項制定時、社協が行う主な事業は、ボランティアセンターや地域福祉活動、訪問介護等在宅福祉サービス、そして相談支援事業についてはモデル事業としてのふれあいのまちづくり事業などしかなかった。現在、ボランティア・NPO活動や地域福祉活動はより多様になっており、訪問介護等在宅福祉サービスは介護保険制度に、さらに相談支援事業は、日常生活自立支援事業や地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業や重層的支援体制整備事業などさまざまな事業が新たに生まれている。

新基本要項の構成は、社協の性格・活動原則・機能に加え、後半で社協の事業、組織・財政・事務局を記載している。これら後半の多くの部分が、現代の社協にそぐわなくなっていたのである。

さて、基本要項2025の改正の過程では、多くの社協役職員から、基本要項の存在を知らなかった、基本要項を初

めて読んだというご意見をいただいた。新基本要項策定から30年の間に、基本要項の存在そのものが忘れ去られていたのである。今回の改定は、長い間、放置されたままであつた基本要項に改めて光を当て、多くの社協役職員に「社協とは何か」を考えさせていただく機会となった。後付けではあるが、これが第3の理由である。

●「改めて『住民主体の原則』とすべきではないか」という意見

「住民主体の原則」から「住民主体の理念」への変更は、旧基本要項から新基本要項に改定した際に行われたものである。当時、その起草にあたられた横須賀基督教社会館館長で全社協・総合企画委員会第一分科会座長の阿部志郎先生は、「従来の住民主体を継承する。しかし、継承しながらなおかつ、新しい発展を期す」とし、その理由を『月刊福祉』に綴っている(『新・社会福祉協議会基本要項』の策定にあたって)1992年4月)。

基本要項2025の策定過程では、改めて「住民主体の原則」とすべきとの意見が出されたが、阿部先生の前記の指摘に加え、次のような整理から、基本要項2025では「住民主体の理念」を継承することとした。それは、『理念』とは「社協の活動や存在の根底にある基本的な価値観や考え方を指す」ものであり、一方、『原則』は「社協(役職員)が具体的な行動や判断を行う際に基づくべき基本的なルールや基準を指す」もので、「理念を実現するための具体的な枠組みや方法」であるからである。

さらに加えて基本要項2025では、「住民主体の理念」の項目を新たに立て、社協の活動・事業および組織経営すべてにおいて、住民主体の理念に基づいて展開することを明示した。

一方で、基本要項2025の随所に、「住民」と「地域の関係者」が並列されることへの疑義も提示された。社協は「住民の住民による住民のための組織」であり、住民を主体とした公私関係者の協議体であることから、「住民主体」を貫くことが必要というのがその理由とされる。

社協が「住民のための組織」であることには議論の余地はないが、「住民による組織」であることは重要ではあるものの、今日のように地域生活課題が多様化・複雑化するなかで、その課題解決には、多様な分野・セクターの地域の関係者との連携・協働が欠かせない。そのため、基本要項2025では、社協が「地域の関係者による組織」でもあることを示すために、「住民」だけでなく「地域の関係者」

を並列して記載したのである。

●「運動体」としての特性への認識

社協の組織特性として掲げた協議体・運動体・事業体の多面性のなかで、特に「運動体」については、意見というよりもその意味が分からないとするものが多くかった。

社協は、住民や地域の関係者との協働によって地域生活課題の解決を図る組織であり、その際、運動性を發揮する。その運動性とは、地域の課題を明らかにし、その解決の必要性を住民や地域の関係者に提起すること、それにより、人びとの気づきや理解、共感を促し、より多くの住民や地域の関係者の主体的参加や協力を促すことといえる。また、課題解決のための計画立案や活動の実施に、住民や地域の関係者を巻き込むことで、個人の主体形成や団体の育成・組織力の向上等につなげること、当事者を含む住民と地域の関係者をつなげることで、地域における新たなネットワークを生み出すことなどを実現することとなる。

●行政とのパートナーシップに関する賛否両方の意見

行政とのパートナーシップについては、一次案で活動原則のひとつに位置付けた。基本要項2025の改定にあたって、最も意見が多かったのがこの点である。「地域福祉を創造する最大のアクターが行政なので、行政と一体的にやることが新たな原則となってよかったです」とする意見も少なからず見られたが、「特出しすることに違和感がある」「連携先は行政だけではない」「下請け感が強まる」など否定的な意見も多く見受けられた。

このため、基本要項2025では「連携・協働の原則」にそれを含めることとした。あわせて、前文の「これからの中社会福祉協議会に求められる役割」のひとつとして、地域福祉を推進する団体としての社協の責任と、それを果たすため、行政とのパートナーシップ構築の重要性を記載している。

なお連携・協働の原則は、新基本要項で「公私協働の原則」であったものを改めたもので、「市区町村社協経営指針」(令和2年7月 第2次改定)で強調された社協が多様な地域の関係者の「連携・協働の場」(プラットフォーム)であることを踏まえたものである。

●社協のアイデンティティ・専門性は地域づくりと コミュニティワークにあるという意見

基本要項2025では、「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を活動原則に加えた。これについて、「個別支援を地域づくりに活かす、つまり地域づくりが主で個別支援が従となるべき」、「個の支援のための地域づくりでは

なく、地域づくりを基盤としたなかで一人ひとりの暮らしを支えるべき」等、記載順序やその内容についての意見が多く寄せられた。

これらの意見は、現在の社協の活動・事業が個別支援に偏り過ぎており、地域づくりがないがしろにされているという警鐘からお寄せいただいたものと考えている。

最終的には、個別支援と地域づくりの順とさせていただいたが、これらはどちらが先というものではなく、それぞれ「連動・循環させながら展開」するものである。

「専門性の原則」でも、コミュニティソーシャルワーク(以下、CSW)とコミュニティワーク(以下、CW)の順序について指摘する意見、CSWの記載そのものを否定する意見等があった。CWが社協にとって大切なことは、それがコミュニティ・オーガニゼーションと呼ばれた時代から社協が連綿と地域づくりに取り組み、旧基本要項において社協の基本的機能を「コミュニティ・オーガニゼーションの方法を地域社会にたいして総合的に適用すること」としたことからもわかる。

ただ、CSWへの否定的な意見は、イギリスの理論をそのままわが国に持ち込み、一部の社協がそれを取り入れ実践しているだけという誤解があるのでないか。

CWは確かにイギリスの考え方を日本に導入したものだが、その端緒は、当時全社協に事務局があった国際社協日本国委員会が、小田兼三先生の訳により日本語版を刊行したのが始まりである(「ソーシャル・ワーカー=役割と任務 英国バークレイ委員会報告」1984年)。

その後、厚生労働省の研究報告(「生活支援地域福祉事業(仮称)の基本的考え方について(中間報告)」生活支援事業研究会 1990年8月)に基づく、「ふれあいのまちづくり事業」が1991年度よりモデル事業として行われることとなった。同事業を出発点に社協では、一人ひとりの住民の困りごとに向き合い、その解決や予防などの取り組みを住民や地域の関係者とともに進めてきた。そうした実践の積み重ねが、今日のCSWの広がりにつながっている。

イギリスでその後大きな発展を見なかったCSWだが、それが日本で広がっている理由は、それ以前の社協の先輩たちが、丁寧に地域づくり、組織化活動等を行ってきたからであり、それを土台に現在のCSWが展開されてきたといってよい。

こうしたCSWを基本要項2025では、CWと並んで社協のアイデンティティ、専門性として位置づけた。

以上、紙面の都合もあり、この程度にとどめるが、別途、策定までの経緯、策定におけるさまざまな論点については、基本要項2025の解説とともに詳述する機会をもちたい。

特集 2



地域の関係者とともに進める 孤独・孤立対策



社会構造の変化により家族や地域、職場などにおける人と人との「つながり」の希薄化が指摘されるなか、悩みや困りごとが生じた際、誰にも相談できず、事態が深刻化、複雑化することを未然に防ぐなど、身近な地域における孤独・孤立対策の必要性が高まっている。

そこで本稿では、国による「人々のつながりに関する基礎調査」結果をもとに、わが国における孤独・孤立の現状を確認し、あわせて、地域の関係者と社協が連携して取り組む実践事例を紹介する。

わが国における孤独・孤立の実態と社協の役割

「人々のつながりに関する基礎調査」の概要

深刻化する社会的な孤独・孤立への対策に向けて、国においては、令和3年度から「人々のつながりに関する基礎調査」（以下、基礎調査）を年1回実施している。基礎調査は、わが国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的としたもので、全国の満16歳以上の個人20,000人を対象に実施されている。

まず、令和6年3月に公表された、令和5年度調査の結果概要を紹介する。なお、本調査では、孤独については主観的な感情（孤独感）を尋ねる設問、孤立については家族や友人たちとのコミュニケーション手段や頻度、社会活動への参加状況等を尋ねる設問により実態を把握している。

孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代から50歳代で高くなっている。男女別にみると、男性が5.3%、女性が4.2%という結果であった。さらに、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人では、「家族との死別」を回答した割合が23.3%と最も高く、次いで、「一人暮らし」（19.5%）、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（15.5%）などとなっている。

孤独感が比較的高い人と孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人との、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合の差をみると、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が最も大きく、次いで、「一

人暮らし」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」などの結果となった。また、9.2%が、同居をしていない家族や、友人等と直接会って話すことが「全くない」と回答している。

社会活動への参加状況については51.8%が「特に参加していない」と回答し、行政機関・NPO等からの支援は、86.7%が「受けていない」と回答している。一方で、他者へのサポート意識としては、不安や悩み抱えている人がいたら、積極的に声かけをしようと思うと回答した人は49.1%であった。

また、令和3、4、5年度の基礎調査結果を分析した有識者の考察では、3年間で、孤独感については、孤独を感じる人がわずかに増え、孤独感が「決してない」と答えた人が減っていること、相談相手のいない孤立者については、令和3年、5年は8.4%、8.7%とほぼ変わらないが、令和4年は10.4%とやや増えており、一貫した傾向は見られないことなどが指摘されている。コロナ禍がほぼ収束した時期に実施された令和5年度調査でも、孤独感を感じる人や孤立している人は減少していないことから、孤独・孤立に対する継続的な取り組みの必要性がうかがえる。

「令和5年人々のつながりに関する基礎調査」
(令和6年3月 内閣官房孤独・孤立対策担当室)



「人々のつながりに関する基礎調査－令和3年、4年、5年－調査結果に関する有識者による考察」
(令和6年10月 孤独・孤立の実態把握に関する研究会)



社会福祉協議会として取り組むこと

望まない孤独・孤立が広がるなか、孤独・孤立は個人だけの課題ではなく、社会や地域全体が向き合うべき課題となっている。社協が実施しているサロン活動や住民同士の助け合い、子どもたちの居場所づくり、福祉教育などは、すべて孤独・孤立対策に通ずるものとして考えられる。地

域から排除されたり孤独を感じることなく、誰もが生きがいをもち、その人らしい生活が送れるよう支援することは、社協が担うべき最も重要な役割である。

以下で紹介する事例も参考にしながら、さまざまな地域の関係者と連携を図り、孤独・孤立の防止につながる取り組みを進めていただきたい。

毎年5月は孤独・孤立対策強化月間です！

民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、社会福祉協議会による孤独・孤立対策全国キャンペーンを展開しています

昨年度に引き続き、孤独・孤立対策の推進や広報、関係団体同士の連携を強化するために、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉協議会と、今年度は新たに社会福祉法人を加えた四者で全国キャンペーンを実施しています。下記の内容例も参考にして、地域の関係者の連携による取り組みを進めましょう。

具体的な取り組み内容

(1) 孤独・孤立対策に関連する広報・啓発活動

- ・活動やイベントにおいて、ロゴマーク、ポスター、キャラクターを活用した広報・周知
- ・ホームページ、SNS、広報媒体でロゴマーク等を活用した広報・周知
- ・広報誌やメールニュースヘロゴマークや関連する記事の掲載による広報・周知 等

(2) 孤独・孤立対策に関連する支援活動（取り組みの一例）

- ・「民生委員・児童委員の日 活動強化週間（5月12～18日）」にかかる取り組み
- ・見守り訪問活動の実施や、ふれあい・いきいきサロンの開催
- ・広く困りごとにに関する相談を受け付ける窓口の開設
- ・フードドライブ・フードパントリーの実施
- ・子ども食堂の実施及び協力
- ・交流を目的としたスポーツ等のイベント開催
- ・防災マップの点検、高齢者や障害者等の避難行動支援の確認や防災訓練
- ・「つながりサポーター」養成講座の実施・協力

つながりサポーターの養成を推進しています

国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでは、孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくため、孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」の養成を推進しています。

参加対象 福祉関係者に限らず、誰でも受講することができます

つながりサポーターとは 孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする人

講 師 標準テキストおよび講師用テキストが公開されており、テキストの内容を理解することで、どなたでも講師を担っていただくことが可能

講座時間 約60分

つながりサポーターの養成



事例 1

生活支援サービスを通した生きがいづくり

山口県・萩市老人クラブ×萩市社会福祉協議会

江向4区新生会 会長 吉屋 卓志氏、萩市社会福祉協議会 事務局長 山本 真琴氏

萩市老人クラブ連合会（以下、クラブ）では、単位クラブごとに、友愛活動として生活支援や見守り支援、健康づくりなど多岐にわたる地域福祉活動を行っている。そのなかで、「江向4区新生会」では、住民からの困りごとの相談を受け、クラブ会員による生活支援サービスを行うことを目的として、令和元年度に「ささえあい・みづぐるま」（以下、みづぐるま）を立ち上げた。

みづぐるまを始めたきっかけは、足が不自由でゴミ出し大変との住民の声を受け、自分たちに何かできるのではないかと考えたことである。早速、新生会の会員に呼びかけたところ、10名から賛同が得られた。市社協が主催した「地域福祉推進セミナー」にも参加し、住民による助け合い活動について一緒に学びを深めながら設立に至った。

みづぐるまのサービス内容は、庭の草取りからゴミ出し、防草シート張り、電球交換など多岐にわたる。活動内容に応じて100円～500円のチケットを購入する仕組みとなっている。サービスの依頼窓口をクラブ会員が担い、依頼内容の聞き取りやボランティアの調整などを行っており、草取りなどの初回支援をきっかけに信頼関係を築いていく、そのほかの悩みや不安に寄り添うのが特徴である。

みづぐるまの利用をきっかけに顔なじみになると、しばらく姿を見かけなつたり、夜中も家に電気がついていたりした場合には会員が訪問するなど、見守り体制も構築されている。

みづぐるまでは2か月に1度、情報共有の場を設けている。萩市社会福祉協議会（以下、市社協）の担当者はコーディネーターとして、日頃の生活支援活動や地域の話題を共有し、必要な場合には市社協が実施する事業や、関係機関につなぐなどバックアップをしている。

制度の狭間で支援につながらない世帯が多いなかで、このような住民組織による助け合い活動は柔軟性や即応性に優れているだけでなく、活動を通じて見守り体制が一層強化されるなど地域にとって無くてはならない存在であると市社協の山本事務局長は話す。また、生活支援の活動や勉強会などを積み重ねていくことで、会員にもやりがいが生まれている。

「一番の強みはチームワークの良さ」と吉屋会長は語る。チームワークを発揮して、今後も「楽しく」をテーマに自分たちに合った活動を広げていく。



夜間の見守りパトロール

事例 2

自分らしく過ごせる場をつくる

東京都・東久留米市民生委員児童委員協議会×東久留米社会福祉協議会

東久留米市民生委員児童委員協議会 会長 酒井 宗作氏、中部地区 会長 早川 重義氏

東久留米市社会福祉協議会（以下、市社協）は、誰もが安心して生活できる地域づくりに向け、空き家を活用した居場所づくり「みんなのえんがわプロジェクト」を進めている。

以前より市社協では、孤独・孤立を抱え、誰にも相談できずつらい思いをしている住民への居場所づくりが必要と考えていた。長年にわたり東久留米市の福祉活動に尽力された方の戸建てを活用できることとなり、このプロジェクトが始まった。令和6年6月に準備委員会を立ち上げ、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）、自治会、企業、福祉関係者などを主体とした話し合いで基本理念や方針をまとめた。

準備委員会委員の民児協酒井会長は、「孤独・孤立の課題を意識したわけではない。誰もがふらっと立ち寄れる場が地域にあり、そこで人と人がつながっていき、地域が元気づくことへの期待からである。結果として孤独・孤立対策になるのであればそれはすごいこと」と話す。日頃の民生委員の活動経験が一人ひとりの心の機微にあった関わりに活かされている。

そして同年11月に「みんなのえんがわ中央町（以下、えんがわ）」を正式に開所。近隣地域を担当する複数人の民生委員も運営に協力していて、えんがわに行けば民生委

員に自然と出会い、相談できる場所にもなっている。

また、早川地区会長は、脳梗塞の影響によりコミュニケーションや移動が難しく、ひきこもりがちな男性に声掛けを続け、えんがわへの参加につなげた。男性と以前の同僚がえんがわで約10年ぶりに再会を果たすなど、つながりを取り戻すこともできた。外国籍の人の参加もあり、地域住民との交友関係が増え、より住みやすくなったと話す参加者もいるようだ。

えんがわは、「赤ちゃんから高齢者まで」を対象としていることを念頭に、参加者の様子を振り返り、よりよくしてくための工夫をしているという。普段開設している時間帯では参加ができない住民のために、夕方に軽食付きで開設するプログラムもその取り組みのひとつで、「子育て世代や若者世代にも心休まる場、安心する場として活用して

ほしい」と早川地区会長は語る。

市社協では、立ち上げのプロセスに時間をかけ、住民とともに居場所の必要性や活動の大切さを学び合ってきた。住民による主体的な運営を意識し、今後もえんがわらしい柔軟な活動を展開していく。



えんがわ人気プログラムの「楽しく歌おう会」

事例 3

「みんなの食堂ゆるっと」を通してつながる地域の輪

福島県・南相馬市社会福祉法人連絡会×南相馬市社会福祉協議会

南相馬市社会福祉法人連絡会 近藤 能之氏(よつば保育園副園長)、南相馬市社会福祉協議会 地域福祉課長 青木 圭太氏

南相馬市社会福祉協議会（以下、市社協）では、平成28年の社会福祉法改正を受け、令和元年度に「南相馬市社会福祉法人連絡会」（以下、連絡会）を創設した。

連絡会は、児童・高齢者・障害者福祉の垣根を越えた地域福祉活動の推進を目的とし、市内8つの法人で構成される。近藤氏には日頃、保育園での仕事を通じて、気になる世帯への支援などについて、地域のなかで何かできないかとの思いがあった。そこで当時の市社協担当者佐藤清彦氏と協議し、地域生活課題や住民の困りごとを共有。対象を限定せず、誰でも気軽に参加できるような食堂の必要性があるとして、「みんなの食堂ゆるっと」を立ち上げた。

拠点はNGOの協力を受けて整備し、調理や配膳、広報等の役割分担は法人の垣根を越えて行い、地域のボランティアにも協力いただいた。月1回のペースで開催しており、各法人から利用者などに声掛けを行い、平均50名の方が参加している。

参加費は、次回以降の材料購入資金に回すのではなく、赤い羽根共同募金として受け取った。支援されている人が支援する側でもあり、気持ちよく参加できる循環型の子ども食堂といえる。

コロナ禍以降はテイクアウト方式に切り替えて、ひとり親や多子世帯、独居高齢者宅や障害者宅へ弁当や食材の提供を行っている。引き取り以外に月一回連絡会メンバーが訪問して届けているが、単にお届けするだけでなく、世間話をしながら困りごとや悩みを気軽に話していただくよう

に意識した活動だ。毎月の訪問をとても楽しみにしている方もおり、地道に継続することにより関係性が構築できた事例もある。

市社協は企画段階からコーディネートの役割を担っており、近藤氏は「市社協と連携することで社会的信用が高くなり、対外的に周知や依頼をする際も非常にスムーズに協力を得られた」と語る。さらに、地域での困りごとへの解決や制度の狭間にあつた世帯への支援に向けても市社協との連携は不可欠であると感じている。

市社協の青木氏は、「さらに居場所が増え、広がりや新たなつながりが生まれることで、地域全体の福祉力向上やひいては孤独・孤立の防止が進むことが期待されます」と話す。

多様な専門性を持つ社会福祉法人同士が情報を共有し連携することで、今後も、さまざまな気づきやチャレンジにつながっていくことが期待されている。



「ゆるっと」では高校生ボランティアが子どもたちと交流。近藤氏は卒園生と定期的に会う機会となり、成長を見守っている

特集 3

地域支え合いセンターの役割と機能を考える ～被災者に寄り添う支援と地域づくりに向けて



近年多発する自然災害を受け、地域支え合いセンター（以下、支え合いセンター）における生活支援相談活動の実践・経験が注目されている。また、令和6年能登半島地震の被災地である石川県においてもすべての市町に支え合いセンターが設置されている。

本号では、支え合いセンターや生活支援相談員活動の必要性、発災時の取り組み等について考えていくため、令和7年2月13日に本会が開催した「令和6年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」における実践報告を紹介する。

報 告

1

熊本県・球磨村社会福祉協議会

福祉活動専門員 梶木 正剛 氏

●被災状況と支え合いセンターの概要

球磨村では、令和2年7月豪雨災害により、村の中心を流れる球磨川が氾濫し、村内のほとんどの集落が被災しました。球磨村社協では、災害VCの活動と並行して、早い段階から支え合いセンターの検討を始め、同年10月22日に開所しました。

村内には4か所の仮設住宅団地が設置されたので、支え合いセンターの活動も仮設住宅を中心に展開していました。当初は約680世帯1,500名の方が支援対象になり、現在も327世帯750名を対象に活動を継続しています。

主な活動は訪問による見守り・相談支援活動、サロン活動やラジオ体操、グラウンドゴルフなどを通じたコミュニティづくり、ボランティア活動の調整、仮設団地内の集会所の鍵の管理、広報誌作成、ICTを活用した見守りシステムの運用等を行っています。

サロン活動は、「よけまん」（方言でおやつという意味）という名称で、仮設団地だけではなく、村の中心地から離れた地域にも出張して実施しています。活動にあたっては、民生委員との情報共有や定期的な関係者の連携会議を開催しています。

●支え合いセンターの活動にあたっての課題

支え合いセンターの立ち上げにあたっては、人材確保が一番の課題でした。元接客業の方、主婦の方などが集まってくれたのですが、まずは訪問のやり方がわからないとか、そもそも相談業務って何だろうというところからのスタートでした。社会福祉士会の方々に研修をしていただいたり、益城町社協の皆さんから熊本地震の際のノウハウを教えてもらいました。当時はコロナ禍で接触を控えなければならないということで、訪問やサロン活動も悩みながらの取り組みでした。また、自身が被災している生活支援相談員もあり、メンタルケアも課題のひとつでした。そのため、生活支援相談員同士が何でも話し合える関係性を作ることを心がけました。

支え合いセンターで一緒に活動してきたメンバーは、この4年半の間、本当に一生懸命取り組んでくれて、支え合いセンターは、「あなたたちがいてくれてよかった」と住民からも言われるような組織になりました。球磨村では、被災によるものだけでなく、高齢化にともなうさまざまな課題が顕在化しています。村社協として継続して雇用できるような体制をつくっていくことができればと考えています。

報 告

2

秋田県・秋田市社会福祉協議会

地域福祉課 地域支え合いセンター リーダー 戸島 健人 氏

●被災状況と支え合いセンターの概要

令和5年7月豪雨により、秋田市内の広範囲が被災し、被災件数は7,100件を超える大きな被害が発生しました。11月1日に秋田市社協で支え合いセンターを設置し、3名の兼務職員と8名の相談支援員を配置しています。また、被災者支援の経験がある外部団体からアドバイザーを受け入れています。

●支援対象の把握

活動を始めるにあたっては、被災件数が非常に多いため、

高齢者ののみの世帯や高齢者独居世帯、障害がある世帯、困窮している世帯などを優先的に訪問していました。居場所づくりについても、すべての地域には行えないため、被災規模の大きかった地域から自治会にも声をかけて取り組みを進めているところです。

秋田市では、内水氾濫による被災であったため、そのまま元の家に住むことができた人が多く、生活再建支援金や応急修理制度などの利用についてあまり理解が進みませんでした。そのため、生活支援相談員が地道に訪問して説明するとともに、背景にある福祉的なニーズも拾い上げることを心がけました。1回の訪問ではなかなか心情を話して

※掲載している内容は、令和7年2月13日時点の情報です。

くれない人も多かったのですが、訪問を繰り返すなかで関係性が築かれていきました。

●訪問活動やサロンを実施するうえでの課題

活動にあたっては、生活支援相談員同士の目線合わせが重要です。また、被災者に「大丈夫ですか？」と聞くと「大丈夫です」と返ってきててしまうので、ニーズを把握するために、具体的な困りごとに踏み込んだ質問をするなど、スキルを上げて行く必要があります。

サロンに関しては、住民による運営に移行した地域も現れました。しかし、過疎化が進んでおり、第三者が介入しなければサロンが維持できないと思われる地域もあります。

災害VCと支え合いセンターでは、情報管理のためにキントーンを利用していますが、こうしたシステムのランニングコストの確保は市町村社協単体では厳しい状況です。

●行政との連携

行政との連携はとても重要で、行政の復興支援チームとは毎週1回情報を共有してきました。制度の申請状況や公営住宅の入退去情報などをリアルタイムで共有できないと、生活支援相談員が訪問しても無駄足になってしまることがあります。

また、支え合いセンターの役割やゴールについて、しっかりと協議していくことが欠かせません。活動するなかで生活支援相談員のスキルは向上し、家庭内暴力（DV）やひきこもり、8050といったニーズをたくさん拾い上げるようになっています。国の補助金が終われば活動も終了ということにならないように、例えば重層的支援体制整備事業など、平時の事業にどのようにつなげていくのかという検討が求められます。

加えて、今後の備えとして、災害時の業務について理解している職員を市社協にも行政にも配置したり、常設の部署を置くことなどが重要な感じています。

報 告 3 石川県・金沢市社会福祉協議会

地域福祉課課長 北脇 宜和 氏

●支え合いセンターの概要

金沢市社協では、令和6年能登半島地震の発災後、同年3月から石川県の委託により支え合いセンターを開設しました。現在は10名の専任スタッフと2名の兼務職員を配置しています。現状では、1,900世帯6,000人を超える方が広域避難で金沢市におられます。なかには土日しか会えない方もいらっしゃるので、土日も休まず開設しています。

広域避難者への支援にあたっては、被災元の社協や自治体との連携も重要です。石川県と石川県社協が被災元社協および行政との広域事例共有会議を設置してくれたことで、顔の見える関係ができる非常に相談しやすくなっています。また、全国の社会福祉士会の応援を受け、生活全体をとらえたアセスメントなど、専門性を活かした訪問活動をいただいている。

●広域避難者への支援

主な活動は見守り・安否確認、相談の受付、専門支援機関へのつなぎ、コミュニティづくりという4つの柱で行っており、見守り・安否確認は、1日平均20～25件訪問しています。

広域避難の被災者の特徴として、故郷を離れていることに引け目を感じている人が非常に多い点が挙げられます。ふるさとと向き合えないという気持ちに対するケアが必要で、そこに寄り添っていくことが非常に大事だと考えています。

いずれ元の地域に戻れるなら戻りたい、その時まで認知症にならないように、足腰が弱ないようにと意識をして、

集いの場に参加をしている方がいる一方で、ずっとここにいるわけではないということで、先が見通せず、ご近所づきあいも遠慮がちになっている方も大勢います。

そのため、つながりを途切れさせないよう、駅前にある金沢市社協が運営している金沢福祉用具情報プラザで、支援物資をお渡ししたり、相談を受けたり情報提供する「あつまらんけ～のと」という居場所づくりを行っています。

加えて地域包括支援センターや地区社協のエリアでも集まる場を設けています。被災者だけで集まる場だけでなく、被災者と金沢市民が仲良くなる場もあります。どちらも求められているので、継続していきたいと思っています。

また、全壊した家から持ってきた着物をほどいて小物づくりをする手芸サークルが生まれたり、金沢市中心地の百貨店の屋上で、商店街の協力も得て被災者の方と一緒に花を育てる「支え合いの花プロジェクト」なども始まっています。

●課題と今後の展開

立ち上げ時に苦労したのは、対象世帯が多く、居住範囲も市全域に広がっていたことです。奥能登地域の災害ボランティアセンターへの職員派遣もあり、市社協の業務量が増えるなか、職員の体制を整えることにも時間がかかりました。また、被災者見守り相談等支援事業は石川県と市社協の委託契約のため、市の役割が不明確であるということも課題に感じています。

市内には被災者支援に取り組むNPOなどが多くあり、今後の備えとして、市社協がプラットフォームの役割を發揮して、平時から横のつながりをつくっていきたいと考えています。

地区ごとのサロンを拠点に展開する介護予防の取り組み

福島県・三春町社会福祉協議会



日本三大桜のひとつで約100年前に桜の木として初めて天然記念物に指定された三春滝桜。四方に伸びた枝から薄紅の小さな花を無数に咲かせ、まさに流れ落ちる滝のように見える

三春町社協では、町内の地区ごとにサロンを立ち上げ、住民が中心となって町全体で介護予防に取り組んでいる。今回は、生活支援コーディネーターを中心に住民とともに町全体で進める介護予防の取り組みについてお話をうかがった。

社協データ

(2025年4月現在)

【職員数】 47人（正規職員23人、町出向職員1名、常勤職員18名、登録ヘルパー5名）

【主な事業】

- | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|------------------|
| ●法人運営事業 | ●生活福祉資金貸付事業 | ●避難者支援事業 |
| ●ボランティアセンター事業 | ●地域包括支援センター事業 | ●富岡町高齢者等サポート拠点管理 |
| ●配食サービス事業、フードバンク事業、フードドライブ事業、みんなの食堂 | ●介護保険事業（通所介護、居宅介護支援事業、訪問介護） | 運営事業 |
| ●日常生活自立支援事業 | ●障がい福祉サービス事業 | |
| | ●生活支援整備体制事業 | |

介護予防への転換

三春町社会福祉協議会（以下、町社協）では、介護保険制度の開始以降、通所介護（以下、デイ）、訪問介護、居宅介護支援事業を実施している。

「事業開始当初は町社協のデイしかなく、要介護度が高い人を中心定員70名の大規模なデイを運営していました。その後、町内に次々と民間事業者によるデイが立ち上がり、介護度が高い人や認知症の人などの受け入れ先が増えたため、町社協として、どのような役割を果たすべきなのか見直しが必要になってきたのです」と野内事務局次長は話す。

町行政としても、住民が要介護状態になるのを少しずつ遅らせて、長く元気に暮らすことができ、町の介護保険財政も維持できるよう、介護予防に力を入れたいという考えがあり、平成30年頃より町社協と話し合いを重ねてきた。この時のことについて影山事務局長は、次のように話す。「民間事業者は、経営面の理由から報酬単価の低い軽度者はなかなか受け入れが難しいのが実情です。しかし、そのような方々を積極的に支援するのが、公益性が高い組織である社協の役割だと思いました。一方で、地域のなかで社協が果たすべき役割は考えながらも、介護予防に事業を切り替えると、大きく減収になってしまいます。職員の雇用をどのように守るのかという問題にも直結するため、一朝一夕にはできませんでした」

職員体制の見直しとともに、事業の転換にともなう利用者の調整も必要だった。これまで町社協のデイに通っていた人のうち、要介護度1以上の高齢者はほかの事業所に移管する必要があったが、「慣れたところに通いたい」という高齢者の思いもあり、調整は大変だったという。町全体の介護事業のあり方と、そのなかでの社協の役割について丁寧に説明を重ね、住民の理解を得るなかで、令和2年度

より介護予防に特化したデイに切り替えた。

サロン活動の展開

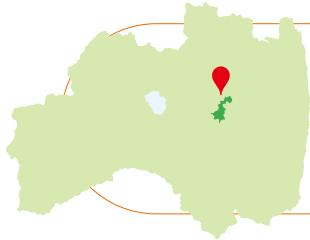
三春町では、町内63か所にサロンを設置しており、サロン活動のなかでもフレイル予防を積極的に行っている。町社協では、生活支援体制整備事業を受託しており、生活支援コーディネーター（以下、SC）を3名配置している。地域のつながりを深めるため、令和元年よりサロンの設置に力を入れて取り組み、毎年約10か所ずつ増やしていく。

設置に向けては、SCを中心に、各地区で地域のつながりを深めるための取り組みについて話し合いを行い、その活動の場としてサロンの設置について検討した。町内は7ブロック57地区に分かれしており、地区単位で説明会を開催し、丁寧に説明しながら住民の理解を得ていった。「地区によって住民の反応はさまざまでした」と話すのは、SCであり地域支援推進係管理者の神山氏。「高齢者の支援ばかり手厚いのではないか」「なぜ住民まで巻き込むのか」という意見もあったという。「そのたびに、町で暮らす一人ひとりが安心して生活していくためには、住民の方も含めてさまざまな人が連携して町全体で支えていくことが大切だということを伝えました」と神山氏。

各地のサロンを基盤に展開する介護予防活動

各サロンの活動を中心となって行っているのは、各地区的役員、令和4年度から町全体で取り組みを始めた百歳体操サポートー養成研修の修了生など、住民たち自身だ。

移動手段がなくサロンに来られない人を参加者が車に乗せててくれた場合は、謝金として50円支払っており、なるべく多くの人が参加できるような工夫もしているサロ



みはるまち
三春町
(福島県)

福島県のほぼ中央部、郡山市と田村市に囲まれた自然豊かな町。春には、名木「三春滝桜」のほか、町内に約1万本の桜が咲き競う桜の里として知られている。また、先月、「アウトドアヴィレッジ三春」がオープン。豊かな自然を満喫するアウトドアアクティビティや、町内の周遊など町の魅力を体験してもらうことで地域の活性化をめざしている。

【地域の状況】(2025年2月時点) ●人口／16,205人 ●世帯数／6,122世帯 ●高齢化率／36.98%

ンもある。また、三春町には東日本大震災で町外から避難してきた住民もいる。復興住宅にもサロンがあるほか、一般住宅に住んでいる人は、主に民生委員・児童委員が訪問しながらサロンにつないでくれたという。このように丁寧な取り組みを重ねてきた結果、現在では、町内のサロン全体で、三春町の高齢者約6,000人の2割にあたる約1,100名が参加している。

サロンでは、体力測定などのほか、理学療法士や管理栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士が出向いて話をしたり運動をすることがある。さらに、全世代で町民の健康を促進するため、スポーツ科がある県立高校と連携し、生徒が高校の名前にちなんだ「田高体操」を作ってくれた。サロンでは、田高体操を行い、時には高校生との交流の機会もある。

また、チェックリストを用いてプレフレイル状態の人となるべく早い段階で見つけ、適切な支援につないでいる。三春町のチェックリストは、既存のさまざまなチェックリストを組み合わせたものとなっており、体力面や認知面、社会参加の有無などを確認できるようになっているという。秋には、全サロンで一斉にチェックを行い、結果を町の保健師等と共有するとともに、一人ひとりに結果をフィードバックしている。また、保健師が担当地区のサロンに出向いて結果について報告して、どういうところを重点的に取り組めばよりよくなるかなども説明している。

チェックリストでプレフレイル状態に該当した人は面接を実施し、町社協が受託している地域包括支援センターや介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスC（以下、C型）につないでいる。「C型では、利用者の送迎も行い、運動機能向上のためのマシンを使ったパワーリハビリや、看護師による口腔チェック、口腔体操を実施しています。また、町社協の建物にある福祉レストランにおいては管理栄養士が作成したレシピによる食事を提供しており、自宅での食事についてもアドバイスをしています」と、通所介護管理者の増子氏は語る。C型は、週に1回全12回（3か月間）が基本だが、全12回が終わったあとも継続した方がよければ、さらに12回は延長ができる仕組みだ。

C型で集中的に取り組むことで、体力が向上したり運動の習慣がついたりして、介護予防のデイや各サロンに再び参加する人たちもいるという。サロンのように住民たちが中心に行う活動と、C型のように必要な時に専門職等が集中的に関わって状態の維持・向上をめざす活動がうまくか

み合い、できるだけ長く元気でいる状態をめざしているのだ。「このような取り組みの結果のひとつとして、直近6年間の介護保険料は上がることなく推移していることで、徐々に成果が表れており、中長期的な町の介護財政の安定にもつながっていると感じています」と影山局長は話す。

今後の展望

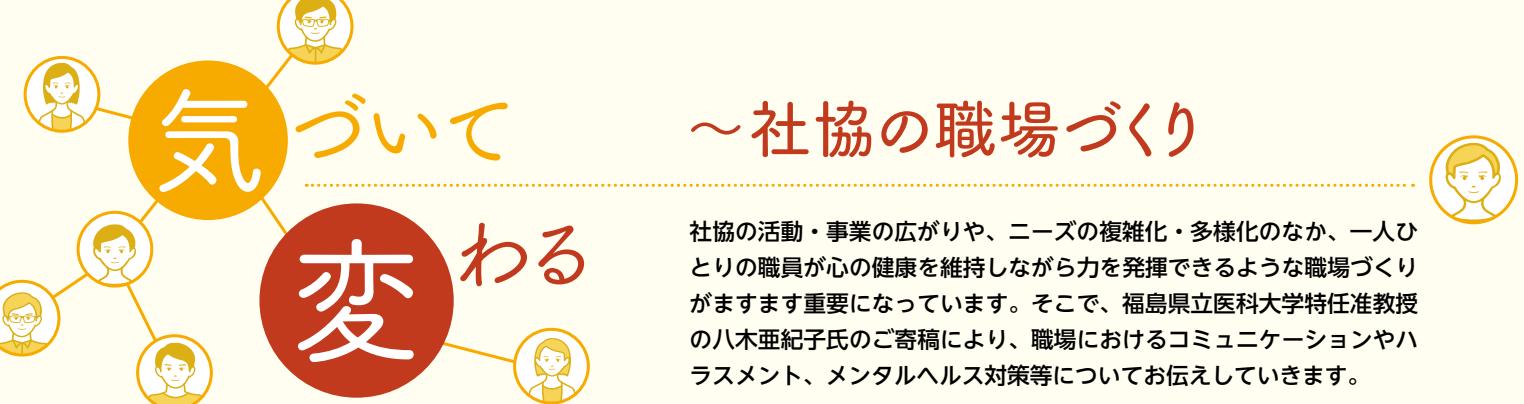
各サロンの取り組みが充実してきたことから、サロン活動情報交換会を年に1回開催している。情報交換会は、民生委員・児童委員や、サロン役員のほか、福島県社協や、近隣の市町村社協にも声をかけており、参加者は200名を超えるという。

町社協では、地域包括支援センターの職員が認知症コーディネーターを担っており、各サロンで認知症サポーター養成研修を実施するなど、町の中での認知症に対する理解促進に関する活動を行っている。認知症の人が活動に参加しやすくなるようサポートをする「みはるオレンジメイト」も養成しており、令和6年度より1か所のサロンへの派遣を開始した。今後はほかのサロンにも広げることで、認知症の人もより安心して活動に参加できるようにしていく予定だ。

最後に、影山局長は「最終的には、一人ひとりの健康寿命をのばせるようにしたいと考えています。経営が厳しく、人手不足なのは全国共通の課題ですが、頑張り時です。これまででも、地道にサロンを町内の各地区に立ち上げ、地域で支え合う土壤を作り上げてきました。これからも一人ひとりの生活を守りながら社協としての役割を果たしていきたいです」と力強く語ってくれた。



90歳前後の方々が行っているサロンの様子



～社協の職場づくり

社協の活動・事業の広がりや、ニーズの複雑化・多様化のなか、一人ひとりの職員が心の健康を維持しながら力を発揮できるような職場づくりがますます重要になっています。そこで、福島県立医科大学特任准教授の八木亜紀子氏のご寄稿により、職場におけるコミュニケーションやハラスメント、メンタルヘルス対策等についてお伝えしていきます。

第1回 多様性の時代にどうチームを作るか

福島県立医科大学 特任准教授 八木 亜紀子

博士（医療福祉ジャーナリズム学）、福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター、アアリイ株式会社
米国で日英両語でケースワーク、日系コミュニティへのアウトリーチに従事。帰国後は、従業員支援、被災者支援、メンタルヘルスやハラスメントに関する教育等に携わる。
著書：「9つの事例でわかる精神障害・発達障害のある人が活躍する職場のつくりかた」（編著）中央法規出版（2021年）ほか

»» メンバーを活かすのは本将棋か将棋くずしか

チームリーダーのメンバーへの関わり方について、並の管理職はチームメンバーでチェックゲームをするが、優秀な管理職はチェスをする、と言われることがあります¹。簡単に言うと、どちらも同じ盤面を使うけれど、チェックゲームは白黒の駒が全て同じ形で同じ動きをするのに対し、チェスは、駒の形がそれぞれ違って動き方も違う、ということで、前者はメンバーの統制を優先し、後者はメンバーの個性を優先する、という例えです。

しかし日本ではチェックゲームのなじみが薄く、この説明ではなかなかピンとこないかも、と感じていました。そこで日本人にわかりやすいもの、ということで、思い至ったのが将棋です。将棋は、普通に指す本将棋が一般的ですが、将棋くずしのような遊び方もできます。この、将棋くずしの象徴的などころは、駒に書かれている名前すなわち本来の役割もサイズもばらばらなのに、すべていつしょくたにされる、というところです。将棋くずしはせいぜい、10分程度で勝負がつきますが、本将棋は数時間にも及ぶこともあります。同じ駒と同じ盤面を使っているのに、です。

チームメンバーの個性を無視して、みんなに同じ役割を担わせる（音を立てずに盤面から出る）のは、短期的な目標に向かう時にはよいかもしれません。しかし、その目標に向かうために、それぞれが自分の事情や背景を譲歩したり我慢したりしているかもしれないと考えると、その状態が長く続ることはメンバーにも組織にもよいとは言えないでしょう。

一方、メンバーがそれぞれの特性を発揮する（固有の動きで動く）と、勝負に時間はかかるても、自分の個性を抑え込む必要はなくなります。ルールを知っていれば、駒に書かれている名前が何を意味するのか、どんな役割が期待できるのか、本人にも周囲にも一目瞭然です。なにより、AIをもつてしても計算しつくせないほど、豊かな可能性が広がります。

似たようなメンバーが集まった組織よりも、多様な背景のメンバーが集まった組織の方が、時間はかかるてもより深くしなやかな結論に至るのはよく知られるところです。個性を尊重する本将棋（やチェス）をする管理職が優秀だと言われるのはこのためです。

»» 双方向のコミュニケーションがチームを作る

世の中が多様化するにつれて、職場で机を並べる同僚や上司の事情もどんどん多様になってきています。これまで見かけなかったサイズの駒や名前に出会うこともあるでしょう。しかしそこで、将棋くずしをやってしまうのか、本将棋に取り入れる策を模索するのか、それを決めるのはリーダーです。本人の特性を引き出して職場にフィットするよう仕事を考える、というプロセスは一見、手間暇がかかるかもしれません、長期的にはチームが機能するために非常に重要なと言えるでしょう。

その際、忘れないでいただきたいのは、コミュニケーションは双方向であるということです。得意なことや課題は、自分から発信しなければ相手にはわかりません。メンバーには、職場でチームとして働くにあたって自発的に声を上げる責任があります。働きやすい職場づくりに全員で取り組めるよう、お互いを尊重するコミュニケーションを促しましょう。リーダーが一人で全て背負い込む必要はないのです。

将棋くずし

- 駒のサイズ・名前の違いは無視
- 動きが共通
- 短期決戦

本将棋

- 駒の名前、大きさの違いを認識
- 動きはそれぞれ
- 時間はかかるが複雑



¹ 八木亜紀子「9つの事例でわかる精神障害・発達障害のある人が活躍する職場のつくり方」p.111 中央法規出版 2021年

仕事に役立つTopics

福祉の動きを知ろう



全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けて～

少子化対策に向けた「こども未来戦略」の策定

わが国で、令和6（2024）年に生まれた子どもの数は約72万人となり、9年連続で過去最少を更新しました。第1次ベビーブームにあたる昭和24（1949）年の出生数が約270万人だったことを考えると、ピーク時の3分の1以下になり、人口減少が加速しています。

急速な少子化や人口減少は、わが国の経済・社会システムを維持できなくなるだけではなく、国際社会における存在感を失う恐れがあるとされています。

そうした背景を受け、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくもので多様な価値観・考え方が尊重されるべきであることを大前提としつつ、若い世代の誰もが希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざし、令和5（2023）年12月、「こども未来戦略」が策定されました。

「こども未来戦略」の基本理念

- (1) 若者・子育て世代の所得を増やす
- (2) 社会全体の構造や意識を変える
- (3) すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けて

こども未来戦略に基づき、新たに「こども誰でも通園制度」（以下、通園制度）が創設されることになりました。通園制度は、0歳6か月～満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを対象に、月一定時間の利用可能枠の中で、法令上の厳格な規定を設けず、個別の状況やニーズに応じて柔軟に保育所などを利用できる通園給付です。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するものです。

通園制度は、令和7（2025）年度に子ども・子育て支

援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8（2026）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において本格実施されます。

通園制度の意義と社協に期待される取り組み

通園制度の意義として、以下の5点があげられています。

- (1) こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を増やす
- (2) 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減する
- (3) 保育者から子どもの良いところや成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果をもたらす
- (4) 給付制度とすることで制度利用のアクセスが向上する
- (5) 利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる

未就園児を抱えた子育て家庭では、地域とのつながりも少なく、保護者が孤独感からストレスを感じているケースも多くみられます。社協は、子育てサロンやファミリーサポート事業、各種の相談窓口を通じてこうしたニーズを把握し、子育て世帯への支援を行ってきました。新たに始まる通園制度を契機に、地域の保育所とも連携を深め、安心して子育てができ、子どもたちがのびのびと育つことができる地域づくりを展開していくことが期待されます。

こども誰でも 通園制度

こどもたちが新しいモノ・コトに出会えることをイメージしたロゴマーク。通園制度を利用したこどもたちの発見や驚きを「虫メガネ」で、輝く笑顔や未来を「星の煌めき」でシンプルに表現している。色覚障害の方にも配慮した配色、デザインとなっている。

紹介します、地域の居場所

第1回



地域共生型居場所「またあしたcafe」の取り組み

静岡県・函南町社会福祉協議会

あなたと誰か、あなたと社会がつながることができる居場所

かんなみ 函南町社会福祉協議会（以下、町社協）が運営する常設型の居場所は、平成30年6月に「いこう家つかもと」として住宅街の中に開設されました。全国的にいえることですが、少子高齢化や単身世帯の増加により、地域では自治会加入率は減少し、人とのつながりが希薄化しており、函南町でも課題となっていました。当時から居場所や集いの場はありましたが、行きたい時に“いつでも・だれでも・気軽に立ち寄れる”常設型として整備することにより、参加のハードルを下げ、住民同士がつながりを作るきっかけとなる取り組みを進めていきました。

しかし、居場所等の地域活動が活発になっても、実際にはそれらにつながることが難しい“制度の狭間”に埋もれた孤独・孤立を感じる方々の存在が専門職会議等で浮き彫りとなり、アプローチの必要性が課題として提起されるようになりました。

そこで、この常設型居場所の移転計画にともない、世代や属性にとらわれない地域共生型居場所「またあしたcafe」として令和4年10月にリニューアルオープンさせました。“あなたと誰か、あなたと社会がつながることができる居場所”をコンセプトに、子育て中の孤独、退職後の孤独、学校や家族の中にいるのに孤独など、制度には詰りませんが課題を抱えている方々が、それぞれ必要とする支援や社会資源につながり、“あした”へつながることができる場として展開しています。

またあしたcafeには、お茶を飲みながら自由に過ごせるカフェスペースやイベント等を実施できるフリースペース、専門職への相談ができる相談スペースがあり、地域住民が思いのままに過ごせる空間を提供しています。また、多世代が参加できるようにさまざまな教室やイベントも開催しています。介護予防ボランティアと一緒に使う脳トレ体操、地域のボランティアが講師となった手芸や編み物クラブ、筆文字や麻雀教室のほか、親子向けイベントなども企画しています。自宅から居場所まで通う手段のない方に

は、「かんなみおでかけサポート*」による送迎も実施し、支え手・受け手の区別なく住民相互の“みんなで支え合う仕組み”として運営しています。来所されたひとり暮らし高齢者の方からは「何もしやべらない1日があったが、カフェに来て人と話すことで、出かけるのが楽しくなった」というお声をいただき、子どもと来所されたお母さんからは、「1人っ子なので、いろいろな世代の人達と関わらせてあげられるのでうれしい」という声も届いています。

また、障害のある方を対象に、週1回地域活動支援センターを開設し、社会との交流の機会や創作活動の場を提供したり、高齢・障害・生活困窮・子育て支援など各専門分野の相談機関が、月1回の出張相談会を開催し、またあしたcafeが起点となる支援の実施や各相談機関同士をつなげる役割も担っています。

今後の展望、大切にしていきたいこと

現在、町が進める「まるごとサポート事業（重層的支援体制整備事業）」の一端を担い、またあしたcafeは地域づくりの拠点として展開しています。今後は若年層や子育て世代へのさらなるアプローチや、地元企業・学校など地域資源とのタイアップを通じて、住民参加型の地域全体が活性化されるような地域づくりをめざしていきます。今後も、またあしたcafeを支えてくださる地域住民やボランティアのお力を借り、"誰もがつながり、誰もが活躍できる"居場所であり続けるよう邁進していきます。



親子イベントの様子



地域住民やボランティアの皆さんと

(※) 函南町社協が運営する住民相互の支え合い事業。運転ボランティアと生活支援ボランティアが同乗し、居場所への送迎を実施している。

職員体制

令和7年度 全国社会福祉協議会 地域福祉部／生活福祉資金貸付事業支援室／
全国ボランティア・市民活動振興センター 職員体制

●地域福祉部

部長：高橋良太
副部長：水谷詩帆
参考事務：森山小穂
部員：後藤裕香、安藤伸也、竹内碧衣、馬場南帆

●全国ボランティア・市民活動振興センター

センター長：高橋良太（兼任）
副センター長：河邊裕子
参考事務：由利侑耶
部員：藤川奈月、相澤如美

●生活福祉資金貸付事業支援室

室長：伊藤浩司
部員：田中俊充、勝保夏帆、長谷未来

編集後記

令和7年度始動。今年度も全国の社協職員の皆さんにとって有意義な情報を伝えできるように地域福祉部一丸となって頑張ってまいります。と、言いつつ私は、都城市社協へ戻っているため不思議な編集後記です。改めて全国の皆さんに厚く御礼を申しあげます。私のことは忘れて、都城市社協のことは覚えておいてくださいね！さて、本号では、孤独・孤立対策や、基本要項2025の特集はじめ、地域の居場所の紹介など新たな企画などが目白押しです。新年度がスタートして、新たなチャレンジや、仕掛けを行う社協の皆さんにとってヒントとなる記事となれば幸いです。令和7年度、社会福祉協議会の全国ネットワークを最大限駆使して、様々な地域福祉課題に向けて団結して参りましょう！！（下巻）

»» アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。

